

鳥海ダム建設事業マネジメント委員会 運営要領

本運営要領は「鳥海ダム建設事業マネジメント委員会」（以下「委員会」という）の運営方法に関し必要な事項を定め、もって委員会の円滑な運営に資するものである。

1. 委員会の運営に関する事項

委員会の開催は、下記のとおりとし、委員長と鳥海ダム工事事務所が協議し、鳥海ダム工事事務所長が招集するものとする。

- ①原則として委員会は毎年度開催するものとし、必要に応じて現地調査を実施する。
- ②基本計画変更時に開催する。
- ③その他、委員長が必要と認めた場合に開催する。

2. 委員会の成立条件

委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。なお、行政関係者は代理出席を認めるものとする。

3. 委員会からの意見

委員会からの意見は、後日議事要旨としてとりまとめる。

4. 委員以外の専門家等からの意見聴取

委員以外の専門家等からの意見聴取は、委員会に出席して行うか、書面でも可能とする。

5. 委員会の所掌事項

委員会は下記事項について確認を行い、事務所長へ意見を述べるものとする。

(1) 事業の進捗状況等についての確認

①前年度の実施結果

- ・主な工事の実施結果（工事費、工事量等の当初計画及び変更）
- ・主な設計、調査業務の実施結果
- ・用地取得、物件補償等の実施結果
- ・事業実施工程

②当該年度事業の実施計画

- ・主な工事の実施計画（工事費、工事量等）
- ・主な設計、調査業務の実施計画
- ・用地取得、物件補償の実施計画
- ・事業実施予定工程

(2) コスト縮減方策の検討及び実施状況の確認

①前年度の取り組み結果

- ・実施済みのコスト縮減方策及び結果

②当該年度及び今後の取り組み予定

- ・実施予定のコスト縮減方策及び縮減額
- ・今後取り組むコスト縮減予定項目

(3) その他、委員会が必要と認めた事項

6. その他

本運営要領に定めのない事項は、委員会において定めるものとする。